



宮 崎 県 公 報

令和4年8月8日(月曜日) 第330号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定(") 1

頁

- 指定障害福祉サービス事業者の指定(9件)…(障がい福祉課) 1
- 民有林の保安林の指定…(自然環境課) 4
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先
人不明について(2件)…(") 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除…(砂防課) 4

告 示

宮崎県告示第 503号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人まほうつ会ハーミィ小児矯正歯科	都城市早鈴町25番地10	令和4年5月5日

宮崎県告示第 504号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項

においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人まほうつ会ハーミィ小児矯正歯科	都城市花繰町12街区12号	令和4年5月6日
医療法人初誠会延岡こども歯科・おやこ歯科	延岡市緑ヶ丘1丁目1番11号	令和4年7月1日
緑・在宅クリニック	延岡市北小路12番地5	令和4年7月1日

宮崎県告示第 505号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和4年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4511910202	まこもネットワーク	東諸県郡国富町宮王丸 902番地1	一般社団法人クラウド	宮崎市大工3丁目263番地5	令和4年6月1日	就労継続支援B型

宮崎県告示第 506号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和4年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201645	短期入所ラヴィータ宮丸	都城市宮丸町2791	一般社団法人福聚会	宮崎市柳丸町 144 番地	令和4年8月1日	短期入所

宮崎県告示第 507号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和4年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4520201478	ラヴィータ宮丸	都城市宮丸町2791	一般社団法人福聚会	宮崎市柳丸町 144 番地	令和4年8月1日	共同生活援助（日中サービス支援型）

宮崎県告示第 508号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和4年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201637	らいおん	都城市前田町18街区37号	合同会社おれんじ	都城市南鷹尾町18街区29号	令和4年6月1日	就労継続支援B型

宮崎県告示第 509号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和4年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4521700130	希望のアルカ	北諸県郡三股町大字蓼池4588番地3	合同会社リベルティ	都城市志比田町53 24番地 1	令和4年8月1日	共同生活援助（外部サービス利用型）

宮崎県告示第 510号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（

平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 4 年 8 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510400452	エスペランサ	日南市大字風田3861番地	医療法人同仁会谷口病院	日南市大字風田3861番地	令和 4 年 6 月 1 日	就労移行支援、就労継続支援 B 型

宮崎県告示第 511号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 4 年 8 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510600788	ライフサポートさわらび	日向市平野町 1 丁目 5 番地	合同会社さわらび	日向市平野町 1 丁目 5 番地	令和 4 年 7 月 1 日	居宅介護、重度訪問介護、同行援護

宮崎県告示第 512号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 4 年 8 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4521910192	らいふさばーとみっくす	東諸県郡国富町大字森永2094番地 1	NPO法人むげん・からーず	東諸県郡国富町大字森永2094番地 1	令和 4 年 5 月 1 日	共同生活援助 (介護サービス包括型)

宮崎県告示第 513号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 4 年 8 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510300983	けあビジョンホーム延岡訪問介護	延岡市櫛津町3320番地1	株式会社ビジュアルビジョン	埼玉県上尾市上町1丁目1番14号	令和4年7月1日	居宅介護

宮崎県告示第 514号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和4年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市大字塩見字下り谷9697、9722-4、9723、9724-3、9725、9729、9731-2、9740-4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 515号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和4年宮崎県告示第 337号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する串間市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 揭示場所及び所在が不明な者の氏名
串間市役所
岩本伊吉郎、岩本勇衛門、吉田今朝助
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定である。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和4年宮崎県告示第 337号によること。

宮崎県告示第 516号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和4年宮崎県告示第 357号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する串間市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 揭示場所及び所在が不明な者の氏名
串間市役所
河野アイ、河野義行、河野興助、河野慶藏、河野政行、河野善次郎、河野清、岩坂善十、岩坂辰藏、久保田才吉、久保田寅吉、橋川八次郎、山下進、山下政衛門、山下荘太郎、山下利之、進藤熊一、川崎正則、前田三吉、村中俊六、中村房夫、島田ラク、島田友市、藤村良一、日高重美、日高正、日高愛吉、日高安太郎、日高市作、日高十勝、日高松エ門、日高政文、日高忠作、日高榮市、迫口節、迫口忠左衛門、迫口定己、牧草太一、袁輪三次郎、袁輪政藏、野辺英義、野辺加太郎、野辺喜太郎、野辺幸次郎、野辺今朝吉、野辺今朝市、野辺実、野辺種秋、野辺助市、野辺新藏、野辺政行、野辺政男、野辺退藏、野辺貞俊、野辺壽義、野辺與三吉、野邊元義、矢野三次郎、黒木今朝市、黒木俊春、黒木善市
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定である。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和4年宮崎県告示第 357号によること。

宮崎県告示第 517号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年12月9日宮崎県告示第 970号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年8月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	石代-2	I-1-0925	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）